

【新型コロナウイルス】ブリスベン大都市圏等、クイーンズランド（QLD）州南東部における集会制限の緩和（9月25日午前1時より施行）

2020年9月24日
在ブリスベン総領事館

●24日、パラシェ・クイーンズランド（QLD）州首相は、8月22日より発令されている集会制限の指定行政区について、9月25日（金）午前1時から、ブリスベン大都市圏を含む州内全ての行政区を除外する旨発表しました。

●本措置により、現在指定行政区となっている以下の行政区においても、自宅及び公共の場所での集会人数が最大30人までとなる他、病院や高齢者福祉施設等に対する制限も緩和されます。

City of Brisbane
City of Ipswich
Lockyer Valley Region
Logan City
Moreton Bay Region
Redland City
Scenic Rim Region
Somerset Region

Q & Aを含む、本件に関する説明については、以下（英文のみ）の州政府HPをご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/movements-gatherings>

22日から発令されている集会制限については、以下の22日付け当館領事メールをご覧ください。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus22082020.pdf>

本措置発表に関するパラシェQLD州首相Twitterは以下をご覧ください。

<https://twitter.com/AnnastaciaMP/status/1308907301592539139>

QLD州政府作成の病院等でのマスク着用等に関する日本語資料は以下をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/support-and-resources/translated-resources#translated>

（上記URLの「Translated resources」の項目の中の「Filter」でJapanese（日本語）を

選択すると当該ファイルのダウンロード部分に移動します。)

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>